

# 石川県公報

平成 28 年 3 月 31 日 (木曜日)

号 外

(第 39 号)

## 目 次

条 例  
○石川県税条例等の一部を改正する条例 (税 務 課) 1

## 条 例

石川県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十一号

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハの表中「百分の一・六」を「百分の〇・三」に、「百分の一・三」を「百分の〇・五」に、「百分の三・一」を「百分の〇・七」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハ中「百分の三・一」を「百分の〇・七」に改める。

第百三十五条第五項中「いう」の下に「。以下同じ」を加える。

附則第十二条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の二第二項第二号ニを同号ホとし、同号ハ(1)中「附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)」を「附則第十二条の二の二第二項第五号ニ(1)」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- 平成二十八年軽油重量車基準(法附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合すること。
- エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第二項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第三項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十三条第一項中「。次項において同じ」を削り、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第二項とする。

附則第十四条第一項及び第二項を削り、同条第三項第二号中「、平成二十一年天然ガス車基準」の下に「(法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準をいう。以下この号において同じ。)」を加え、同項第三号中「プラグインハイブリッド車」の下に「(法附則第十二条の三第三項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。)」を加え、同項第四号中「が平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「(法附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)」が平成二十七年基準エネルギー消費効率(同号に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)」に、「附則第十二条の三第六項第四号」を「附則第十二条の三第三項第四号」に改め、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」の下に「(同号に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第一項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第百三十五条第二項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七千円	二万五千円
第百三十五条第二項第一号ロ	二万九千五百円	一万五千円
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千円	二万二千五百円
	五万千円	二万五千五百円
	五万八千円	二万九千円
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円
	八万八千円	四万四千元
十一万円	五万五千五百円	
第百三十五条第二項第二号イ	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千元	六千円
	一万五千元	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万二千元	一万千円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千五百円	一万五千円
	四万七千円	二万四千円
第百三十五条第二項第二号ロ	八千円	四千円
	一万五千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	一万五五百円	一万五千円

	一万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五千円	二万五千円
	六十三万円	三千二百円
第百三十五条第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)	七千五百円	四千元
	一万五千五百円	八千元
第百三十五条第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)	一万二千元	五千五百円
	一万六百元	一万五千元
第百三十五条第一項第三号イ(1)	一万二千元	六千元
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千元
	一万円	一万円
	一万二千五百円	一万五千五百円
	一万五千五百円	一万三千円
	一万九千元	一万四千五百円
第百三十五条第一項第三号イ(2)	一万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千元	一万六千元
	三万八千元	一万九千元
	四万四千元	二万二千元
	五万五千円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千元	三万二千元
第百三十五条第一項第三号ロ	三万三千元	一万六千五百円
	四万千元	二万五千円
	四万九千元	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千元
	七万四千元	三万七千元
	八万三千元	四万五千五百円
第百三十五条第一項第四号	四千五百円	二千五百円
	六千元	三千元
第百三十五条第一項第五号イ	一万七千六百円	九千元
	一万三千六百円	一万二千元
第百三十五条第一項第五号ニ	一万三千六百円	一万二千元
	一万七千六百円	一万四千元
	三万千六百円	一万六千元
	三万六千元	一万八千元
	四万八百元	二万五千元
	四万六千四百円	二万三千五百円
	五万三千二百円	二万七千元
	六万千二百円	三万千元
	七万四千元	三万五千五百円
	八万八千八百円	四万四千五百円
第百三十五条第一項第五号ホ(1)	九千元	四千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
第百三十五条第一項第五号ホ(2)	一万五千五百円	六千元

第百三十五条第二項第一号	二万五千五百円	一万三千元
	三千七百元	千八百円
	四千七百元	二千三百円
第百三十五条第二項第二号	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百元
	六千三百円	三千二百円
第百三十五条第三項	八千円	四千元
	一万二千元	六千元
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千元
	一万円	一万円
	一万二千五百円	一万千五百円
	一万五千五百円	一万三千元
二万九千円	一万四千五百円	

附則第十四条第四項を同条第二項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第一項及び第二項（これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第三項及び第四項」を「前二項」に、「から第四項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第三項とする。

（石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 石川県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年石川県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条 石川県税条例第五十八条の改正規定を削る。

附則第一項第一号中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項第三号中「第五十八条の改正規定及び同条例」を削り、「並びに附則第五項及び第七項から第十九項」を「及び附則第六項から第十八項」に改める。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

附則第八項中「二十八年新条例」を「附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の石川県税条例（以下「二十八年新条例」という。）」に改め、同項を附則第七項とする。

附則中第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。

附則第十一項中「同項第二号に掲げる県たばこ税額」を「地方税法等の一部を改正する法律附則第十二条第四項第二号に掲げる道府県たばこ税額」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十二項中「附則第九項」を「附則第八項」に改め、同項の表第八十六条の三第二項の項中「附則第十項の」を「附則第九項の」に、「附則第十項及び第十一項」を「附則第九項及び第十項」に改め、同表第八十六条の三第二項の項中「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「附則第九項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項を附則第十三項とする。

附則第十五項中「附則第十項から第十三項」を「附則第九項から第十二項」に改め、同項の表附則第十項の項中「附則第十項」を「附則第九項」に、「附則第十四項」を「附則第十三項」に改め、同表附則第十一項の項中「附則第十一項」を「附則第十項」に改め、同表附則第十二項の表以外の部分の項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に、「附則第九項」を「附則第八項」に、「附則第十四項」を「附則第十三項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同表附則第十二項の表の項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に、「附則第十五項」を「附則第十四項」に改め、同表附則第十三項の項中「附則第十三項」を「附則第十二項」に、「附則第九項」を「附則第八項」に、「附則第十四項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十六項を附則第十五項とする。

附則第十七項中「附則第十項から第十三項」を「附則第九項から第十二項」に改め、同項の表附則第十項の項中「附則第十項」を「附則第九項」に、「附則第十六項」を「附則第十五項」に改め、同表附則第十一項の項中「附則第十一項」を「附則第十項」に改め、同表附則第十二項の表以外の部分の項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に、「附則第九項」を「附則第八項」に、「附則第十六項」を「附則第十五項」に、「附則第十項」を「附則第

九項」に改め、同表附則第十二項の表の項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に、「附則第十七項」を「附則第十六項」に改め、同表附則第十三項の項中「附則第十三項」を「附則第十二項」に、「附則第九項」を「附則第八項」に、「附則第十六項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十八項を附則第十七項とする。

附則第十九項中「附則第十項から第十三項」を「附則第九項から第十二項」に改め、同項の表附則第十項の項中「附則第十項」を「附則第九項」に、「附則第十八項」を「附則第十七項」に改め、同表附則第十一項の項中「附則第十一項」を「附則第十項」に改め、同表附則第十二項の表以外の部分の項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に、「附則第九項」を「附則第八項」に、「附則第十八項」を「附則第十七項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同表附則第十二項の表の項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に、「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同表附則第十三項の項中「附則第十三項」を「附則第十二項」に、「附則第九項」を「附則第八項」に、「附則第十八項」を「附則第十七項」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則中第二十項を第十九項とし、第二十一項から第二十三項までを一項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

##### (事業税に関する経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の石川県税条例（以下「新条例」という。）第五十八条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

##### (自動車取得税に関する経過措置)

- 3 新条例附則第十二条及び第十二条の二の二の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

##### (自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例附則第十三条及び第十四条の規定は、平成二十八年度分の自動車税について適用し、平成二十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

